

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ2.13—金融商品の金利のシンセティックIBORへの変更は、「金利指標改革によって要求される」という条件を満たすか

背景

英国金融行為規制機構(FCA)は、金利指標改革の過程を軽減する一助とするため、2021年9月、一時的な措置として2022年の1年間に期限にシンセティックLIBORを公表するとともに、レガシー契約書はこれらのシンセティックLIBORを利用できるようにする提案を公表しました。2021年12月31日までにIBORから移行しておらず、FCAの規程を満たす英ポンドおよび円の未決済の契約は、シンセティック英ポンドおよび日本円LIBORを利用することができます。

関連するIBORの公表が恒久的に停止された場合にのみ発動されるフォールバック条項を含む契約は、2021年末日(シンセティック金利の公表後)に発動されない可能性が高くなります。こうしたフォールバックは、関連するLIBORがどのような形であっても公表停止された場合にのみ発動される可能性があります。しかし、これは個々の契約における正確な文言に応じて異なります。

シンセティックLIBORは、以下で構成されます。

- i) フォワード・ルッキングなターム物の関連リスク・フリー・レート(RFR)(すなわち、英ポンドについてはICEベンチマーク・アドミニストレーション(IBA)が提供するターム物SONIA(英ポンド翌日物平均金利)、日本円については、QUICKベンチマーク・インクが提供する東京ターム物リスク・フリー・レート(TORF)(360日数計算ベースで調整したもの)
- ii) それぞれの国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)の固定スプレッド調整値(6つのLIBORについてISDAのIBORフォールバックの目的のために公表されたもの)。ISDAスプレッドに関するさらなるガイダンスについては、[FAQ 2.6—ISDAによるフォールバックの修正は、「金利ベンチマーク改革で要求される」という要件を満たすか](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

質問

金融商品の契約条件が、シンセティックIBORの使用を考慮していない、または意図していないと仮定した場合、シンセティックLIBORの使用への動きは、フェーズ2の救済措置を適用する「金利指標改革によって要求される」という条件を満たしますか。

回答

はい、満たします。[IFRS第9号第5.4.7項](#)は、契約上のキャッシュ・フローの決定基礎の変更が「金利指標改革により要求されている」に必要な2つの条件を規定しています。

1. 当該変更が金利指標改革の直接の結果として必要である。
2. 契約上のキャッシュ・フローの新しい決定基礎が、従前の基礎と経済的に同等である。

これらの条件の両方が満たされていることを、以下に詳しく説明します。

シンセティックLIBORを使用するための金利の変更は、金利指標改革の直接の結果として必要であるという要求

In depth

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

事項を満たしています。なぜなら、契約上参照していたIBORは、金利指標改革の結果として公表が停止されるからです。他の金利に変更しなければ、金融商品はもはや契約上有効な条件を備えていなくなる可能性があり、シンセティックLIBORの使用は、とくにLIBORの秩序ある段階的停止を確保するために規制当局によって認められています。

変更された金利は、以下を条件に、経済的に同等であるとみなされます。

1. 「シンセティック」金利は、フォワード・ルッキングなターム物の関連リスク・フリー・レートを用いて算定される。
2. それぞれのISDAの固定スプレッド調整値は、FAQ 2.2-「[経済的に同等](#)」とは(和訳は[こちら](#))に示されたガイダンスと整合的であり、また適切な過去期間を考慮している。

[IFRS第9号第5.4.6項](#)は、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの決定基礎がどのように変化する可能性があるかを説明しています。これには、契約条件を修正せずに、「当該金融商品の当初認識時の契約条件では考慮(または意図)されていなかった方法での(例えば、金利指標の計算方法が契約条件を修正せずに)変更が含まれています。この事例は、書面による契約条件は変更されていないものの、金利の計算方法が変更されているため、[IFRS第9号第5.4.6項](#)(b)を満たしています。

契約上のキャッシュ・フローの決定基礎を変更し([IFRS第9号第5.4.6項](#))、「金利指標改革により要求される」という要件([IFRS第9号第5.4.6項](#))を満たす条件が満たされていることを考慮すると、企業は、フェーズ2の救済措置を適用することになるでしょう。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.